

宇陀市監査委員告示第 4 号

令和元年度第 3 回定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により実施した監査の結果を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 25 日

宇陀市監査委員 籠 谷 順 司

宇陀市監査委員 西 岡 宏 泰

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

## 2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成31年4月1日から令和元年9月30日までに執行された事務について監査を行った。

- (1) 教育委員会 教育総務課、総合体育館、室生中学校、榛原東小学校
- (2) 農林商工部 産業企画課
- (3) 保養センター事業
- (4) 宇陀市立病院事業
- (5) 介護老人保健施設事業

## 3 監査の期間及び対象

### (1) 第3回定期監査

| 実施年月日        | 監査実施部署                   |
|--------------|--------------------------|
| 令和2年1月9日（木）  | 教育委員会室生中学校<br>総合体育館      |
| 令和2年1月15日（水） | 教育委員会教育総務課<br>介護老人保健施設事業 |
| 令和2年1月20日（月） | 教育委員会榛原東小学校<br>宇陀市立病院事業  |
| 令和2年1月24日（金） | 農林商工部産業企画課<br>保養センター事業   |

## 4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産（物品を含む。）の管理等が法令等に基づき適正に行われているか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) その他の事務

## 5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等に一部記入漏れが見受けられた。監査時に口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査では、備品の管理状況についても監査を実施した。備品管理については、昨年度までの定期監査により指摘し、主管課である管財課指導の下、備品整理が進んでいることを確認した。しかし、一部施設の備品整理が実施されていないことを確認した。備品管理要綱第5条に基づき、備品台帳との早期照合を実施し、適切に管理されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

### (1) 契約に関する事務

#### ア 委託契約について（総合体育館）

総合体育館周辺環境整備と低木剪定の業務を委託するため、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を根拠に、別々に契約締結している事例が見受けられた。

同じ施設内の委託業務であり、事務等の効率性や経済性を考え一括して契約することを検討されたい。

#### イ 委託業務契約について（教育総務課）

スクールバス添乗業務において、公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと大宇陀地域、菟田野地域、榛原地域、室生地域の4地域別々に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

また、旧野依小学校、旧西谷小学校、旧菟田野分校跡地、旧宇賀志小学校、学びの丘、旧伊那佐小学校、旧下芳野保育所、榛原中学校敷地における草刈り作業等委託業務において、施設ごとに公益社団法人宇陀市シルバー人材センターと地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号を根拠に随意契約を締結している事例が見受けられた。

教育総務課が抱える事業は数多く、同種事業の委託業務であることから、事務等の効率性や経済性を考え一括して契約することを検討されたい。

(2) その他の事務

ア 備品管理について（市立病院事業、教育総務課、総合体育館、保養センター事業）

現在の備品の管理状況を把握するため、備品台帳の管理状況を確認したところ、今回の監査対象部署において、備品台帳の整理が完了していないことを確認した。また、全く未着手の施設も確認している。

本年度までの定期監査報告指摘事項であり、その管理については、宇陀市財産規則及び宇陀市備品管理要綱に基づき、公金同様、厳格に管理する必要がある。

備品の管理を適切に行われたい。

なお、教育総務課においては、市内の小中学校における備品管理についても、適切な備品管理がなされるように努められたい。

また、備品の確認方法については、統一的なマニュアルがないため、部署によって管理方法に差があると考ええる。

備品の確認方法に係る統一的なマニュアルを検討されたい。

イ 喫茶室の存続について（総合体育館）

平成27年度から平成30年度までの喫茶室に係る喫茶収入と経費（人件費、賄材料）を確認したところ、経費が収入額を上回り4年連続で赤字となっていることが確認できた。

この赤字は、総合体育館の運営に大きな影響を与えるものである。喫茶室を廃止して、自動販売機の設置による休憩コーナーに変更する等も視野に、存続について検討されたい。

ウ 現金の取り扱いについて（教育総務課）

各学校におけるPTA会計や学年会計等の現金の取り扱いについては、宇陀市公金外現金取扱要綱に基づく現金の取り扱いとなっているが、学校によって異なる書式となっている。

書式を統一されたい。

また、現金の取り扱い方法については、統一的なマニュアルがないため、統一的なマニュアルを検討されたい。